



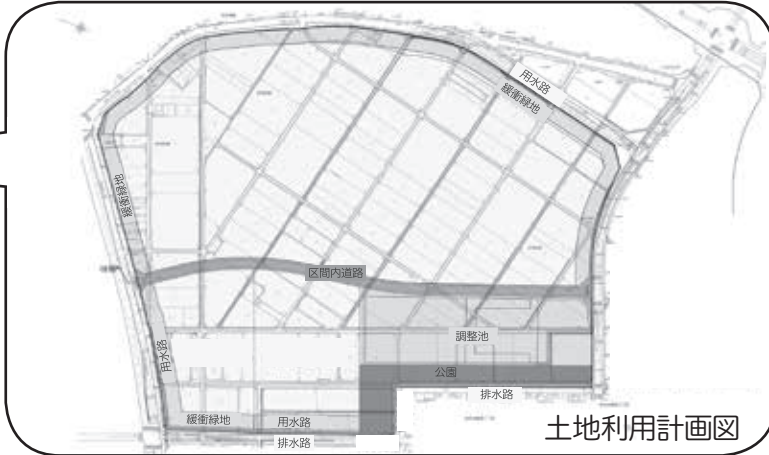
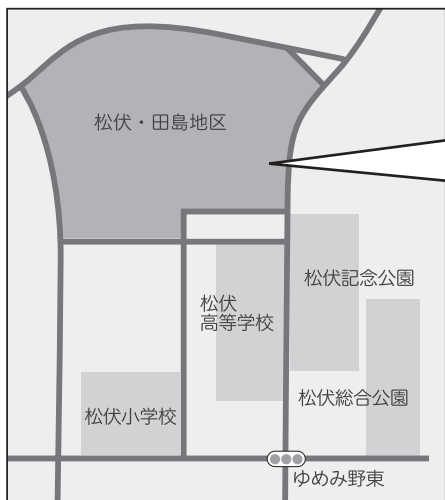
松伏・田島地区産業団地整備事業について

町では、地域産業の活性化及び雇用の場の確保・拡充を目的として企業誘致に取り組んでいます。

(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線が結節する「松伏・田島地区」に、埼玉県企業局と共同で、新たな雇用の場を創出する産業集積に向けた取り組みを進めており、令和2年度末の工事完成を目指しています。

■事業名 松伏・田島地区産業団地整備事業(面積約18.3ha)

■工事期間 令和元年11月～令和3年3月(予定) ■工事内容 仮設道路工事及び造成・調整池・公園の整備工事等



問合せ 新市街地整備課 企業誘致推進担当 ☎991-1814



住民票等へ旧氏(旧姓)併記が可能に！！

11月5日から住民票、マイナンバーカード等に旧氏(旧姓)が併記できるようになります。

■記載できる旧姓 旧姓を初めて併記する場合は、ご自分の戸籍謄本等に記載されている過去の氏の中から1つを選んで併記することができます。

■手続き 併記したい旧姓が記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等をお持ちの上、住民登録をしている市区町村で申請します。申請の際は、マイナンバーカード(写真付き)又は通知カードもお持ちください。なお、マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類も必要となります。

■詳しくは、総務省のホームページに 掲載されています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/kyuuuji.html

<初回発行手数料無料！便利なマイナンバーカード！>

「マイナンバーカード」は、皆さんからの申請により交付されるプラスチック製のカードです。表面にはご本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載されますので、本人確認のための身分証明書として利用できます。マイナンバーは裏面に記載されます。

「マイナンバーカード」の申請方法

- ①郵便
- ②パソコン
- ③スマートフォン
- ④証明用写真機

いずれの申請方法も「通知カード」の下についている「個人番号カード交付申請書」又は「交付申請書のQRコード」が必要です。

「個人番号カード交付申請書」等を紛失してしまった場合は、本人確認できる書類をお持ちの上、住民ほけん課戸籍住民担当で申請手続きができます。

なお、初回発行手数料は無料ですが、「マイナンバーカード」は地方公共団体情報システム機構に作成を委任するため、町でのその場で交付はできませんのでご了承ください。

また、「住民基本台帳カード」及び「通知カード」と「マイナンバーカード」との重複所持はできません。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトへ。<http://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>

問合せ 住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎991-1866